

妊婦さんおよび妊娠を考えている患者さんへ

風疹の流行が続いています。20代後半から50代(特に男性例)の大人同士の感染例が目立っております。妊娠20週頃までの妊婦さんが風疹ウイルスに感染すると、お腹の中にいる赤ちゃんにも感染して、赤ちゃんの眼や耳、心臓に影響が及ぶ先天性風疹症候群が出現するおそれがあります。

先天性風疹症候群とは、風疹ウイルス感染することにより、難聴、心疾患、白内障などの障害をもって生まれた赤ちゃんのことを言います。その赤ちゃんは、その後、発育の遅れがみられることがあります。

■ 妊婦さんをお願いしたいこと

- ① 軽微な患者さんは(受診等せず)感染力をもったまま社会で行動している場合があります。
- ② 妊婦さん(20週未満)自身が風疹に巻き込まれないように注意してください。

■ 妊婦さんと周囲の方に行動、注意していただきたいこと

1. 初診で妊娠判明したときのお願い

- ① ただちに風疹抗体価検査を(過去のデータがあれば代用可能)実施し、HI 16倍以下のリスク妊婦さんの場合には、罹患予防に徹するよう注意してください。
- ② 妊娠判明時にただちに夫、同居家族(定期接種対象の子どもは除く)の風疹接種歴、既往歴等の確認を行ってください。
- ③ 上記の記録が確認出来ない家族などは風疹抗体価測定を実施してください。内科や小児科等の他科でも対応してくれる医療施設はあります。くわしくは、市区町村保健所等の検査助成の情報提供を参照してください。
- ④ なお妊娠している可能性がある女性、妊娠中の女性は、【麻疹風疹=MR】ワクチンの接種を受けることはできません。

2. 風疹抗体検査の結果が判明するまでの妊婦さんおよびリスク妊婦と判明した妊婦さんへ

- ① 人混みは避け歩かないようにして、厳重な防衛策をとってください。
- ② 夫がリスク者(風疹抗体をもたない)疑いもしくはリスク者確定なら、夫はただちにワクチン接種をして妊婦さんへの万全の風疹罹患予防策をとってください(MR ワクチンを接種した場合は、接種後2~3週後から効果あり)。
- ③ 妊婦さんから職場の健康管理者に、妊娠初期であることを伝え、職域での風疹患者発生の把握に努めてもらうと同時に、職域での風疹例発生時にはただちに妊婦さんまで連絡をもらうようにしてください。
- ④ 職域で患者さんが出た場合は、患者さんはもとより、リスク妊婦さんの『出社の差し控え』を含めて、妊婦さんへの万全の保護策をとってもらえるよう、職場の健康管理者へ申し出てください。診断書が必要な場合は、主治医に依頼してください。

3. 職域等の健康管理者等へのお願い

- ① 職域の女性に対し、特に妊婦さんに対しては厳重な保護対応策をとってください。
- ② 職場等での風疹患者発生時の情報共有・警告発信をして、防疫に努めてください。
- ③ 妊婦さんが職場等にいれば、厳に接触が起こらないよう出勤を控えさせるなどして保護に努めてください。

④ 成人の多くは軽微な症状だと、継続して出勤・日常活動していることが多く見られます。発熱等の症状が出ている間は、どの疾患によるのか、診断を速やかに受けさせて対処してください。

4. 妊婦さんを守るためにすべての皆様へのお願い

① 風疹の罹患歴がなく、1歳以上で2回の予防接種記録がないすべての人は、【麻疹 風疹＝MR】ワクチンの接種を受けてください。

② 特に30代から50代男性は風疹の免疫を持っていない人が多く、ぜひ【麻疹風疹＝MR】ワクチンの接種を受けてください。いま、この世代の男性においては、夫を含め風疹ウイルス感染者がどこにいるかわからない状態が続いています。

■風疹について

●潜伏期間

・14～21日(平均16～18日)です。

初発症状は ①発熱 ②耳介後部、後頭部などの首の後ろのリンパ節の腫脹 ③全身の発疹で、それは淡紅色の小紅斑や小丘疹を呈します ④眼球結膜が充血し、眼が赤くなります。

なお、症状をとまなわない不顕性感染も15～30%みられます。

●感染様式

・感染は、くしゃみ、咳、唾液のしぶきなどの飛まつによってほかの人にうつります。

・インフルエンザと同様に、接触感染でも感染します。

・発疹の出る1週間前から症状が消えるまでの期間、感染します。

・不顕性感染でも感染力はあります。

・症状の出揃う時期がうつりやすいピークとなります。

・症状が強いときほど感染力は強いですが、症状がない時にも感染力があることに注意が必要です。

・風疹予防はワクチンで防ぐことが最も重要です(ただし妊婦さんには接種できません)。

■風疹抗体検査の支援とワクチン接種

・成人女性、夫、パートナー等を対象とした風疹抗体検査の費用助成事業が行われています。産婦人科以外でも、内科・小児科など他科でも対応可能な施設があります。お住まいの市区町村保健担当部署に問い合わせをして、積極的に利用してください。

・妊婦さんはまずかかりつけの産科医にご相談ください。